

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和7年1月22日(2025.1.22)

【公開番号】特開2023-140284(P2023-140284A)

【公開日】令和5年10月4日(2023.10.4)

【年通号数】公開公報(特許)2023-187

【出願番号】特願2023-4135(P2023-4135)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/0202(2023.01)

10

【F I】

G 06 Q 30/02023 1 8

【手続補正書】

【提出日】令和7年1月14日(2025.1.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プロセッサを備え、前記プロセッサは、

所定期間における動画の配信中に、前記動画に含まれる場面に対して視聴者から受け付けた操作に基づいて、当該場面に対応したデジタルコンテンツの提供数を決定し、

前記操作には、所定の閾値以上の価値を消費して実行可能な第1操作と、所定の閾値よりも少ない価値を消費して実行可能な第2操作があり、

前記第1操作を実行した視聴者に対して、前記第2操作を実行した視聴者よりも、デジタルコンテンツの購入における条件を有利にする、

情報処理装置。

30

【請求項2】

第1の期間に視聴者から受け付けた前記操作で消費された価値の合計が、第2の期間に視聴者から受け付けた前記操作で消費された価値の合計よりも高い場合に、前記第1の期間に対応するデジタルコンテンツの提供数を、前記第2の期間に対応するデジタルコンテンツの提供数よりも少なくする、

請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項3】

プロセッサが、所定期間における動画の配信中に、前記動画に含まれる場面に対して視聴者から受け付けた操作に基づいて、当該場面に対応したデジタルコンテンツの提供数を決定し、

前記操作には、所定の閾値以上の価値を消費して実行可能な第1操作と、所定の閾値よりも少ない価値を消費して実行可能な第2操作があり、

プロセッサが、前記第1操作を実行した視聴者に対して、前記第2操作を実行した視聴者よりも、デジタルコンテンツの購入における条件を有利にする、

情報処理方法。

40

【請求項4】

プロセッサに、所定期間における動画の配信中に、前記動画に含まれる場面に対して視聴者から受け付けた操作に基づいて、当該場面に対応したデジタルコンテンツの提供数を決定させ、

前記操作には、所定の閾値以上の価値を消費して実行可能な第1操作と、所定の閾値より

50

も少ない価値を消費して実行可能な第2操作があり、
プロセッサに、前記第1操作を実行した視聴者に対して、前記第2操作を実行した視聴者
よりも、デジタルコンテンツの購入における条件を有利にさせる、
プログラム。

【請求項5】

サーバと端末装置を備え、前記端末装置のプロセッサは、
所定期間における動画の配信中に、前記動画に含まれる場面に対して視聴者から受け付け
た操作に基づいて、当該場面に対応したデジタルコンテンツの提供数を決定し、
前記操作には、所定の閾値以上の価値を消費して実行可能な第1操作と、所定の閾値より
も少ない価値を消費して実行可能な第2操作があり、
前記第1操作を実行した視聴者に対して、前記第2操作を実行した視聴者よりも、デジタ
ルコンテンツの購入における条件を有利にする、
システム。

10

20

30

40

50